

7. 準備書についての意見を有する者の意見の概要及びそれに対する事業者の見解

環境影響評価準備書を令和3年9月15日～10月14日まで縦覧に供し意見を求めた。得られた意見の概要と事業者の見解は以下に示すとおりである。

No.	該当箇所	意見の概要	事業者の見解
1	p. 5-94 ～5-133	・騒音レベルの予測値と環境基準等との比較について、どのように L_{Aeq} と L_{A5} を使い分けているのか。	・保全対象（民家）の地点においては、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）により、環境基準と比較し、音源となる工事実施場所及び処分場の敷地境界の地点においては、騒音レベルの90%レンジの上端値（ L_{A5} ）と参考指標となる規制基準値との比較を行いました。
2	p. 5-185 ～5-190	・表流水の一部地点でCODを測定している地点があるが、BODを測定するべきではないか。	・ご指摘の調査地点は、農業用水路として利用されているため、利水状況を考慮して農業（水稻）用水基準（COD等）を採用しました。
3	p. 5-198	・表流水に係る濁水の影響予測について、環境保全措置を行わない場合、SSが基準値を超過する期間はどの程度継続するのか。	・具体的な工程は、現在検討中ですが、ご質問の件については、予測対象とした工種が継続する期間を想定しています。ただし、予測は造成工事等で発生すると考えられる濁水の浮遊物質量の最大値を用いて実施していますので、長期間に渡り、常態的に基準を超過することはないものと考えています。
4	p. 5-208	・地下水の追跡調査で用いたトレーサーはどのような物質か。	・生分解性のフルオロセインナトリウム及びローダミン WT の2種類のトレーサーを用いました。
5	p. 5-193	・工事用道路建設時における、西側のA流域等に発生する濁水等については考慮しないのか。	・工事用道路は、現道である鉱山専用道路を利用する予定です。西側のA流域においては、土砂の流出が想定される工事を実施しないため、水質への影響は極めて小さいと考えています。
6	p. 5-227	・地下水の予測・評価について、定性的な評価となっているため、施設整備に伴う地下水位の変化について概略でかまわないので、半定量的な評価を行った方がよい。	・概略の半定量的な評価を行い、評価結果を見直しました。
7	p. 5-232 ～5-233	・道路工事や建設工事中に万一、化石を発見した時の処置についての手順等を記載した方がよい。	・以下を追記しました。 【手順】 化石確認後、事業者（エコサイクル高知）へ連絡→担当者が佐川地質館へ報告、保全の必要性を確認→担当者が施工業者へ対応を連絡

No.	該当箇所	意見の概要	事業者の見解
8	p. 5-17 ～5-28	・地上気象の調査結果において、日降水量と月間の累積雨量を追加記載して欲しい。	・ご指摘の項目について、結果を追加しました。
9	p. 5-91 表 5. 2. 1 p. 5-92 図 5. 2. 1 p. 5-134 表 5. 3. 1 p. 5-135 図 5. 3. 1	・進入道路 1 の記載は、工事中道路ではないのか。	・進入道路 3 案からの絞り込み段階において、現地調査に着手したことから、各調査地点を区別するため、廃案となったルートに係る調査地点を含めて掲載しています。なお、ご指摘を踏まえ以下のように表記を見直しました。 1) 進入道路 1⇒進入道路 1 (現：工事中道路) 2) 進入道路 2⇒進入道路 2 (廃案) 3) 進入道路 3⇒進入道路 3 (現：進入道路)
10	p. 5-94 表 5. 2. 5 p. 5-103 表 5. 2. 16	・騒音、振動の予測に用いる工事中車両(大型車類・小型車類)の走行速度について、「測定結果(交通量)」と「予測に用いる交通条件」とで異なるのはなぜか。また、「予測に用いる交通条件」については法定速度 60km/h を超過しているが支障はないか。	・「測定結果(交通量)」については、上り、下りの各調査結果の平均値を記載しています。また、「予測に用いる交通条件」については、現況の調査結果から工中実施の時間帯における実際の車速データをもとに記載しています。 ・また、安全側の観点から、影響が大きい条件(走行速度が速い条件)をもとに予測を行っており、制限速度を設けた場合においては速度が低下するため予測値も減少するため、評価結果に変わりはないものと考えています。 ・なお、工中実施の際には、工中車両等に速度制限を設け、安全に十分配慮して実施します。
11	p. 5-4	・粉じんには、環境基準があるのか。P. 5-4 において基準に係る記載は、「参考指標」、「参考値」、「環境基準」の 3 種類記載されているが、参考指標で統一するとよいのでは。	・粉じんには、環境基準が設定されていないため、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年版)」(平成 25 年国土交通省国土総合政策研究所)において、建設機械の稼働に伴う粉じんの影響を予測する項目として設定されている項目を「参考指標」として扱っています。また、その数値そのものを指す表現として「参考値」として記述しています。
12	p. 5-39 p. 5-40 p. 5-58 p. 5-59 p. 5-77 p. 5-84 p. 5-90	・「事業者」と「当事者」の表記に使い分けはあるのか。	・「事業者」とは、対象事業の実施主体である(公財)エコサイクル高知を指しています。また、「当事者」とは、(公財)エコサイクル高知、高知県、工事や測量などの現地作業を行う施工業者の総称です。 ・ただし、本準備書においては、事業者による措置が主であることを踏まえ、「事業者」に表記を統一しました。

No.	該当箇所	意見の概要	事業者の見解
13	p. 5-46 p. 5-89 p. 5-100 p. 5-169 p. 5-199 p. 5-228 p. 5-230 p. 5-302 p. 5-345 p. 5-374 p. 5-390	<ul style="list-style-type: none"> 「環境保全措置の検討」と「環境保全のための措置」の標記に使い分けはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「環境保全のための措置」は「(A)環境保全措置の検討結果」及び「(B)環境保全措置の内容」の上位項目として位置付けています。なお、予測結果を踏まえ、環境保全措置の検討の必要性がなかった環境要素については、下位項目を省略して表記しています。該当ページについては、ご指摘に従い、補正、修正を行いました。
14	—	<ul style="list-style-type: none"> 工事用道路及び施設等の施工中は、現地の各環境測定は実施するのか。予測結果を基に基準等との整合性が評価できれば、実施はしないのか。 工事用道路、進入道路の人家付近では、大気質、騒音、振動について、施工中の環境モニタリングを実施してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気質（粉じん）、騒音、振動、水質（水の濁り）、動物（サシバ）の5項目について、環境保全措置の効果を検証するため、工事に併行して環境モニタリングを実施します。
15	—	<ul style="list-style-type: none"> 建設予定地の土壌のpHは測定していないのか。石灰岩の鉱山跡地であれば、高めのpHとなるはずである。 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌のpH測定に代えて、建設予定地の地下水のpHを測定しており、その結果は7.2～7.4でした。
16	—	<ul style="list-style-type: none"> 配慮書及び方法書段階における住民説明、縦覧等の手続きはどのように行ったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模が、環境影響評価法又は高知県環境影響評価条例の対象規模に該当しない、任意の環境影響評価であるため、同法令に基づく手続は行っていないですが、節目、節目で開催しております地元住民説明会や有識者会議に調査の内容をお示しし、ご意見をいただきながら実施しました。
17	—	<ul style="list-style-type: none"> 工事期間中の環境モニタリングを行うなど、予測・評価結果の妥当性について検証を行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全措置の効果に不確実性が残る項目については、工事期間中の事後調査を行い、評価結果の検証を行います。
18	—	<ul style="list-style-type: none"> 各環境項目に対し、検討することとしている環境保全措置についての確認は誰が行うのか。また、発注時、特記仕様書等に明記するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の環境保全措置の実施については、発注者である（公財）エコサイクル高知が責任を持って確認を行います。また、発注時には特記仕様書に明記し、確実に履行します。
19	—	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の結果、評価の対象項目に相違がある。評価していない項目があるが、評価対象外なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価を行っていない項目はありません。なお、環境影響評価の結果について、総括表を作成し、評価書に追加します。

No.	該当箇所	意見の概要	事業者の見解
20	—	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果、環境保全措置の検討、事後調査、評価結果をとりまとめた総括表を作成してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおり、総括表を作成します。
21	—	<ul style="list-style-type: none"> 現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を講じるとは、環境影響評価の修正が必要となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事期間中においては、環境保全措置の効果を検証するための環境モニタリングを実施することとしております。また、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、追加の保全措置を行い、周辺環境に配慮しながら工事を行い、その効果は当該モニタリングにより確認を行います。 なお、工事着手後の時点においては、環境影響評価書の内容について、補正を行う予定はありません。
22	p. 5-188, 表 5. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> D0 が基準値と整合しない場合の記述として、「基準値超過」ではなく「基準値未満」とすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘に従い、補正、修正を行いました。
23	p. 3-115, 図 3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> 西佐川停車場線 (296 号) は、JR 西佐川駅前から長者佐川線交差まで (JR 西佐川駅前の着色がない)。 	
24	p. 5-46 p. 5-64 p. 5-84	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>実行可能</u>は範囲内で」 → 「<u>実行可能な</u>範囲内で」 	
25	—	<ul style="list-style-type: none"> 全ての項目において、評価結果の記述が「回避又は低減されている」と統一されている。各項目で影響の多寡があるはずなので、個別に記述を見直した方がよい。 	
26	—	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全のための措置、評価手法(回避又は低減に係る評価)、評価の結果(回避又は低減に係る評価)での、「個別の環境保全措置の検討は行わないこととする。」と「個別の環境保全措置の検討は行わないこととした。」の表現方法の違いは。 	
27	—	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>実施可能な範囲内</u>でできる限り回避又は低減」、「<u>実施可能な範囲内</u>で回避又は低減」、「<u>実施可能な範囲</u>でできる限り回避又は低減」の3種類の言い回しを使用しているが、違いはあるのか。 	